

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

長

長

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的供給を図るためには、各医療機

山梨県 衛生課	梨 衛生課	梨 衛生課
2412-3		
衛生課	第	号

関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者等に対し、周知徹底してください。

2. 各都道府県においては、平成23年11月21日付け厚生労働省医政局経済課長及び健康局結核感染症課長連名通知「抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について」（医政経発1121第1号、健感発1121第1号）及び抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドラインにより、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給対策等を協議するため、抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置することとされておりますが、当該委員会等のさらなる充実を図るとともに、今期におけるインフルエンザ対策を実施するため、当該委員会等において以下の体制等に係る取り決め及び見直しを実施してください。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等の把握方法
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合の融通方法
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬が処方可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法
- (4) 貴都道府県において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法

3. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を行うよう要請しております。

つきましては、各都道府県においても、医療機関等、卸売販売業者等と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬等の適切な供給確保への協力を要請してください。

- (1) 注文量について

抗インフルエンザウイルス薬等については、過去の流行規模を踏まえ、十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザ流行状況や前年度使用実績等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、この様な取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフ

ルエンザウイルス薬等の偏在が起こらないよう配慮すること。

また、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮すること。

(2) 分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(3) 納入時期等の情報提供について

製造販売業者及び卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期及び数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。
5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

